

## 山口市空き家バンク家財道具等処分事業に係る承諾書

山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金制度により空き家の家財道具等処分を実施するにあたり、以下の条件について承諾します。

条 件 補助金の交付の日から5年未満で入居者が転居したときは、空き家を再度山口市空き家・空き地バンク設置要綱第5条の規定により登録すること。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。